

平成24年（行ウ）第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

訂正申立書

平成24年4月25日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



同 弁護士 西川弘康



頭書事件について、被告は、下記のとおり答弁書を訂正します。

記

- 「第1 請求の趣旨に対する答弁」の前に以下の文章を挿入する。
「第1 本案前の申立
1 原告らの請求を却下する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。
本案前の申立の理由は追って述べる。」
- 「第1 請求の趣旨に対する答弁」を「第2 請求の趣旨に対する答弁」に訂正する。

以上